

令和5年度狩猟者登録のご案内

1 狩猟者登録の概要

(1) 狩猟者登録の申請

狩猟者登録を受けるには、狩猟をしようとする場所の都道府県知事に、狩猟免許の種類（網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟）及び狩猟をしようとする場所の区別（全県又は放鳥獣猟区の別など）ごとに申請を行うことになっています。

なお、場所の区別については、高知県に放鳥獣猟区の設定がないため、高知県で登録をした場合には「県内全域が対象」となります。（ただし、法令により狩猟が禁止されている場所での狩猟はできません。）

(2) 狩猟者登録の期間等

登録の有効期間は、10月15日（または登録日のいずれか遅い方）から翌年4月15日までです。

そのうち、狩猟できる期間は11月15日から翌年2月15日までです。

（ただし、イノシシ及びシカについては11月15日から翌年3月31日までです。）

なお、今年度の登録の締め切りは令和6年3月29日（金）とします。

(3) 狩猟者登録を受けることができない方

ア 狩猟免許を有しない方

イ 狩猟免許の効力の停止処分を受けている方

ウ 狩猟に伴う損害の賠償のための保険等（※1）に加入していないなど環境省令で定める要件を備えていない方

※1＝狩猟事故共済保険又はハンター保険（第一種、第二種）、施設賠償責任保険（網猟、わな猟）など。

給付額や保険金額が3千万円以上でなければならない。

2 狩猟者登録申請の流れ

●登録申請の流れ

- (1) 狩猟者登録申請書に必要事項を記入し、必要書類等を添付
↓
- (2) 県税事務所で申請書等を提出し、狩猟税を納税
↓
- (3) 申請書を鳥獣対策課へ提出
↓
- (4) 狩猟者登録証と狩猟者記章を鳥獣対策課から各猟友会へ送付

(1) 狩猟者登録申請書に必要事項を記入し、必要書類等を添付

ア 狩猟者登録申請書の入手について

猟友会に加入されていない方は、県鳥獣対策課にお越しになるか、84円切手を貼った返信用封筒を県鳥獣対策課まで送付してください。折り返し申請書を送付します。

また、ホームページの「狩猟者登録申請書」のリンクから申請書を印刷して使用いただくこともできます。ただし、この場合は、必ず1枚の用紙(A4判)に両面印刷をしてご利用ください。

イ 申請書の記入について

ホームページの「狩猟者登録申請書記入例」を参考にしてください。

訂正される場合は、訂正箇所には二重線を引き、見え消し訂正してください。

なお、押印見直しにより申請書への押印は不要となっています。

注意!

- ・ 修正液や修正テープなどでの訂正はしないでください。
- ・ 消せるボールペンは絶対に使用しないでください。

ウ 添付書類等

(ア) 狩猟者登録手数料

高知県収入証紙 **1,800円**分を申請書の貼付欄に貼付してください。

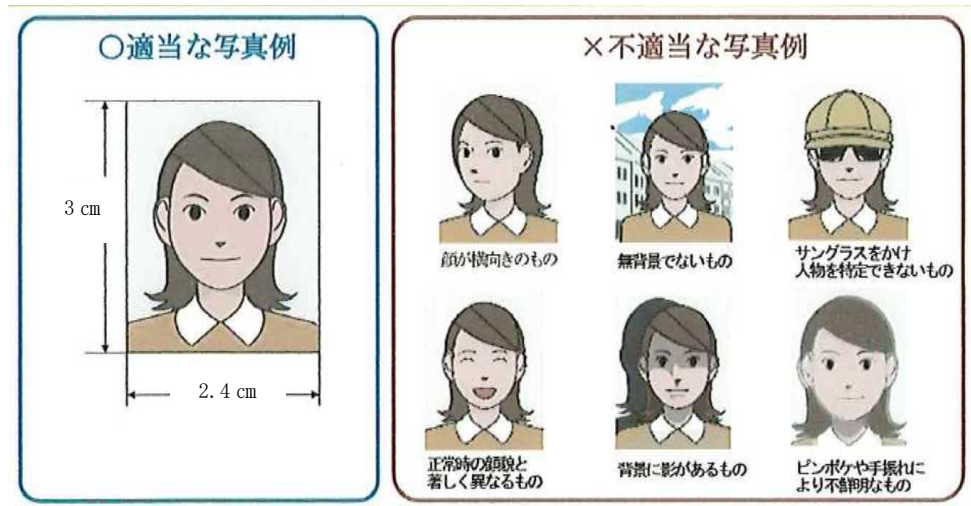
※できるだけ枚数が少なくなるように貼ってください。

(1000円1枚+500円1枚+300円1枚等)

(イ) 写真2枚

1枚は申請書の写真貼付欄に貼付し、もう1枚は登録証に貼る分ですので脱落しないように申請書右上等にクリップ等でとめておいてください。

写真は無帽、正面、上三分身、無背景（室内で撮影される場合など背景の映り込みがないよう注意してください）、縦3.0cm、横2.4cmのもので、申請前6か月以内に撮影し、裏面に氏名と撮影年月日を記入したもの。また、眼鏡使用の条件のある方は眼鏡（コンタクト可）を着用して撮影したもの。



※ 運転免許証のように、きちんとした証明写真をお願いします。変色したものやコピー紙に印刷したものは受け付けませんのでご注意ください。

(ウ) 狩猟事故共済保険契約者証など

当該年度の「狩猟事故共済保険契約者証」（（一社）大日本猟友会扱い）の写し等、ハンター保険や施設賠償責任保険等の証書あるいは加入証明書（保険金額3千万円以上のもの）の写し等。

(エ) 当該年度の県民税の所得割を納付することを要しない旨の市町村長の証明書（狩猟税の減免を受けようとする場合のみ）

※証明書には必ず年度「5」を記入してください！

※第二種銃猟登録については、この減免制度はありません。

(オ) 対象鳥獣捕獲員である旨の市町村長の証明書（対象鳥獣捕獲員のみ）

市町村長から市町村の非常勤職員として対象鳥獣捕獲員に任命されている方は、当該市町村長の証明書を添付してください。

(カ) 有害鳥獣捕獲許可証（又はそれに準ずるもの）

申請1年以内に有害鳥獣捕獲許可に従事した者は、許可証に必要事項（捕獲の日付、場所、対象種、捕獲数、処置の概要）を記入したものを添付してください。添付していただくことで、狩猟税が半額になります。

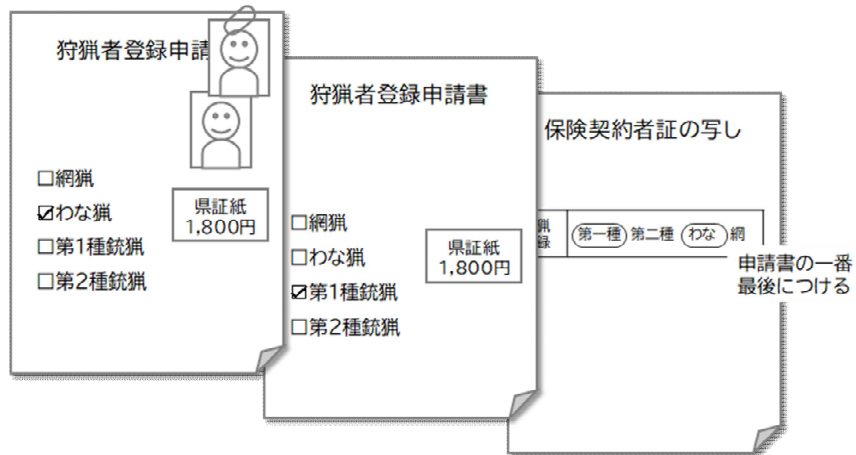
エ 申請書の記入内容等の最終確認

添付書類や収入証紙など、提出前にもう一度、確認をお願いします。

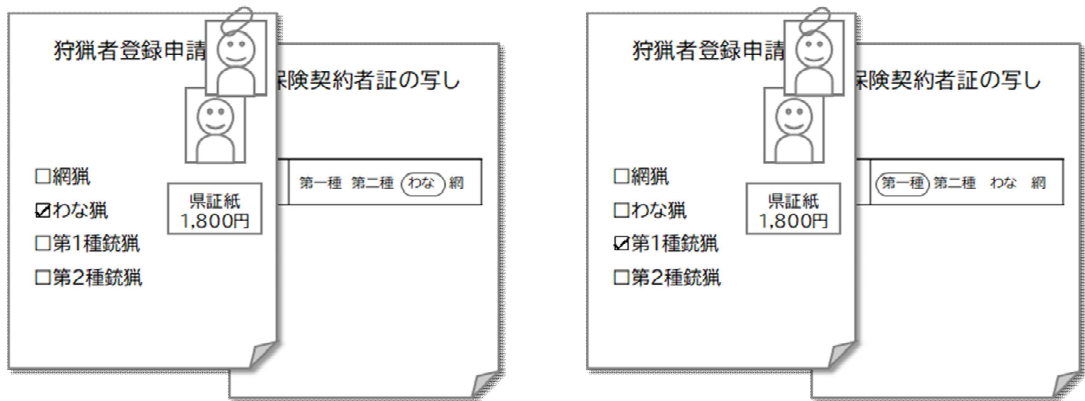
★複数の登録申請を同時にされる場合

一人の方が複数の登録申請を同時にされる場合は、写真は2枚、保険契約者証の写しは1枚でかまいません。その場合、複数の申請書の後ろに保険契約者証の写しを1枚添付してください。

例 わな猟と第1種銃猟の登録申請を同時にする場合



例 わな猟の登録申請後に第1種銃猟の登録申請をする場合



写真、保険契約者証の写しはそれぞれに必要です。

(2) 県税事務所で申請書等を提出し、狩猟税を納税

ア 狩猟税の納税

申請書を県税事務所に提出し、狩猟税を納税してください。

イ 狩猟税税額（いずれも登録一件につき）

網猟登録	8,200 円	(※1に該当の場合	5,500 円)
		(※2に該当の場合	4,100 円)
		(※1+※2に該当の場合	2,700 円)
わな猟登録	8,200 円	(※1に該当の場合	5,500 円)
		(※2に該当の場合	4,100 円)
		(※1+※2に該当の場合	2,700 円)
第一種銃猟登録	16,500 円	(※1に該当の場合	11,000 円)
		(※2に該当の場合	8,200 円)
		(※1+※2に該当の場合	5,500 円)
第二種銃猟登録	5,500 円	(※2に該当の場合	2,700 円)

- ※1 網猟、わな猟又は第一種銃猟に係る狩猟者登録を受ける方で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しない方のうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する方（農業、水産業又は林業に従事している方を除く。）以外の方。
- ※2 申請1年以内に、有害鳥獣捕獲許可（鳥獣の管理の目的）に従事した者は、当該許可に係る捕獲をしたと分かるもの（許可証又はそれに準ずるもの）に必要事項を記入すると、狩猟税が半額になります。
- ※3 平成27年度から対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者の従事者は、狩猟税が免除となっています。（課税免除）

【参考】狩猟税額一覧表

		第一種 銃猟免許		網猟免許、 わな猟免許		第二種 銃猟免許	
		県民税所得 割非課税		県民税所得 割非課税			
通常の登録		16,500	11,000	8,200	5,500	5,500	
有害鳥獣許可捕獲 者としての登録	1 2	8,200	5,500	4,100	2,700	2,700	
対象鳥獣捕獲員と しての登録	非 課 税	課税免除					
認定鳥獣捕獲等事 業者の従事者として の登録	非 課 税	課税免除					

★第一種銃猟免許をお持ちの方の狩猟者登録について

第一種銃猟登録をするときに散弾銃などと一緒に「5 空気銃」にも○をして申請された方は、空気銃を使った狩猟も行うことができます。

第一種銃猟免許をお持ちの方が第二種銃猟登録を行った場合の注意

第一種銃猟の狩猟免許をお持ちの方が「空気銃しか使用しない」という場合は、**第二種銃猟登録**をしていただくことができます。

ただし、その後に「散弾銃を使用したい」という場合は、**別途、第一種銃猟登録をしていただく必要があります**ので、注意してください。

なお、その場合には、改めて、第一種銃猟登録の狩猟税や手数料などが必要になります。
(先に納めた第二種銃猟登録との差額ではありません。この場合には、第二種銃猟登録の分と第一種銃猟登録の分をそれぞれお支払いいただく必要があります。)

ウ 納税時の処理

納税手続きが終了しましたら、県税事務所にて申請書に収入済印が押印され、「狩猟者登録申請者名簿（調定内訳書）」の控えが返却されます。

(3) 申請書を県（鳥獣対策課）へ提出

納税後、申請書を直接持参又は郵送により、県鳥獣対策課まで提出してください。

なお、申請の処理後、狩猟者登録証等をお渡しすることになりますが、その際には県鳥獣対策課までお越しいただくか、送料を負担いただいたうえで送付させていただく（送料着払い等）かのどちらかの方法とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、送料については、県鳥獣対策課（電話：0888-823-9042）まで別途お問い合わせください。

(4) 狩猟者登録証、狩猟者記章を県（鳥獣対策課）から各猟友会へ送付

ア 狩猟者登録をされた方にお渡しするもの

事務処理が終わり次第、以下のものをお渡しします。

- ・ 狩猟者登録証
- ・ 狩猟者記章
- ・ 狩猟者必携、鳥獣保護区等位置図
- ・ 各種広報チラシ

※ 狩猟者記章の色は、以下のとおりです。

網	猟＝黄色	わな	猟＝赤色
第一種銃猟	＝紫色	第二種銃猟	＝緑色

イ 申請の集中などの理由により、提出された申請を即時に処理できない場合があります。特に、狩猟解禁日間際の申請については、解禁日前の交付（受領）を希望されましてもご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

狩猟税納付窓口一覧

市町村名	所管県税事務所名
室戸市、安芸市、安芸郡	安芸県税事務所 (安芸市矢ノ丸 1-4-36、電話 0887-34-1161)
香美市、南国市、高知市 (国分川より東南のエリア)、長岡郡、土佐町	中央東県税事務所 (高知市大津乙 1820-1、電話 088-866-8500)
高知市(中央東担当エリアを除く)、土佐市、吾川郡、佐川町、越知町、日高村	中央西県税事務所 (高知市丸ノ内 1-7-52、電話 088-821-4652)
須崎市、中土佐町、禰原町、津野町、四万十町	須崎県税事務所 (須崎市西古市町 1-24、電話 0889-42-2366)
四万十市、宿毛市、土佐清水市、幡多郡	幡多県税事務所 (四万十市中村山手通 19、電話 0880-34-5114)